

令和4年11月会議
第29回綾瀬市農業委員会総会議事録

(閲覧用)

綾瀬市農業委員会

開催年月日 令和4年11月29日

開催の場所 全員協議会室

出席委員

議席番号 1番 森 山 謙 治	議席番号 9番 鈴 木 洋 一
議席番号 3番 笠 間 保 一	議席番号 10番 栗 原 良 晴
議席番号 4番 細 谷 則 子	議席番号 11番 橘 川 利 一
議席番号 5番 見 上 智	議席番号 12番 加 藤 栄 三
議席番号 6番 多 田 平 雄	議席番号 13番 新 倉 賢 一
議席番号 8番 比留川 晴 雄	議席番号 14番 古 塩 貞 夫

欠席委員

議席番号 2番 比留川 スミ江
議席番号 7番 山 崎 弘 子

出席推進委員

第1地区担当 高 橋 重 雄	第3地区担当 志 澤 輝 彦
----------------	----------------

欠席推進委員

第2地区担当 内 藤 昭 宏

傍聴人 0名

提出した議案

議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請事案

議案第37号 農用地利用集積計画決定事案

議案第38号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案

報告第11号 専決処分等について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議事の要領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採決の要領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事務局長	浦山 豊
次長	青山 清
総括副主幹	田中 誠
主事	鈴木 孝治

9時30分 開会

○議長（古塩 貞夫君）皆さん、おはようございます。

ただ今より第29回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日、2番 比留川スミ江委員、7番 山崎委員、内藤推進委員におかれましては、所用のため、欠席の報告をいただいております。したがいまして、現在の委員数は12名、推進委員は2名でございます。定足数であります在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

日程3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、13番 新倉委員、1番 森山委員のご両名にお願い申し上げます。

日程4、会務の報告をいたします。事務局より報告を願います。

○事務局（田中総括副主幹）それでは、皆様のお手元に配布してございます諸般の状況報告及び今後の予定事件名の一覧をご覧いただきたいと存じます。既に実施されております10月26日から本日までにつきましては、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

今後の予定について申し上げます。19日 審議案件現地調査、市内一円におきまして、第1班の委員が出席される予定でございます。同日 第30回農業委員会 総会議案打合せ、農業委員会事務局におきまして、会長、職務代理が出席される予定でございます。27日 第30回農業委員会 総会、議会棟全員協議会室におきまして、委員全員が出席される予定でございます。続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の3ページをご覧ください。当日総会分を申し上げます。法第5条許可申請1件 691平方メートル、農用地利用集積計画決定13件 11,162平方メートル、引き続き農業経営を行っている旨の証明6件 30,751.50平方メートル、法第3条届出1件 802平方メートル、法第4条届出1件 252平方メートル、法第5条届出3件 2,070.97平方メートル、法第18条通知等2件 1,486平方メートル、農地法適用除外処分1件 644平方メートル、合計28件 47,859.47平方メートルでございます。なお、右側の欄に今年の案件累計を記載してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より日程5、議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、農地法第5条の規定による許可申請事案をはじめ、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。また、会議の進行に当たりましても、特段のご協力を賜りますよう、併せてお願いいいたします。それでは、議案第36号、農地法第5条の規定による許可申請事案、整

理番号 11 番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹） 総会議案書 4 ページ、5 ページをご覧ください。農地法第 5 条の規定による許可申請事案、整理番号 11 番でございます。申請地は [REDACTED]

[REDACTED] 地目畠、地積 691 平方メートルでございます。転用目的は駐車場兼資材置場、転用理由は業務拡大に伴う駐車場及び資材置場の拡大のためとのことでございます。権利の種類につきましては所有権の移転、農地の区分につきましては第 3 種農地でございます。場所につきましては、5 ページの案内図をご参照願います。また、別冊資料 1 で申請図面等を配布してございますので、併せてご参照願います。この転用に伴います工事の概要は、敷地内を碎石舗装のうえ転圧し、周辺に農地はございませんが、土砂の流出を防止するため敷地外周に南側及び西側隣地の境界は高さ 1 メートルの既設の土留めを使用、東側及び北側につきましても高さ 1 メートルの擁壁及び鋼板で仕切れます。雨水は敷地内浸透処理いたします。工期は資料 6 ページのとおり許可日から 45 日間でございます。土地利用計画につきましては、資料 5 ページをご参考ください。申請地は市街化調整区域、農用地外であり、立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による第 3 種農地に該当し、転用許可できる農地であります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君） 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 4 班の代表の委員より報告を願います。13 番 新倉委員

○13 番（新倉 賢一君） それでは、議案第 36 号、農地法第 5 条の規定による許可申請事案、整理番号 11 番の現地調査を報告させていただきます。

本件につきましては、11 月 18 日午前 9 時より第 4 番、加藤委員、橘川委員、志澤推進委員、私のほか、事務局 3 名、合わせて 7 名で現地調査を実施いたしました。なお、本日提案された審議案件の調査は、全てこのメンバーで実施しましたので、報告をいたします。なお、報告による申請地に関しましては、議案書の案内図及び詳細図を参照していただきたいと存じます。本件の現地は、作付け形跡は見られませんが、下草が伸びている状況がありました。荒廃が進みつつあるものの、第三種農地に該当し転用する可能な農地であり、違法性はない物となりますので、第 4 班といたしましては、転用はやむを得ないと判断いたしました。皆様の御審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君） ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入っていただきます。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、申請のありました、[REDACTED]、地目番、地積 691 平方メートルの農地転用に係る農地法第 5 条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。

それでは、私から参考人に次の 6 点についてお尋ねいたします。

1. 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
2. 土地利用計画及び施設概要について
3. 転用計画と周辺への防除対策等について
4. 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
5. 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
6. 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

○参考人（[REDACTED]）譲受人の方から 5 条申請に関して委任を受けています [REDACTED] と申します。よろしくお願ひします。1 番の転用を行う理由に関してなんですかとも、今回、申請地からですね、約 1 キロ圏内であります個人事業主として、製造企業が取り扱う自動プレス機の材料になります金型の製造と研磨加工の事業を行っている [REDACTED] さんという方が、今回、譲受人になっておりまして、現在使用中の作業場で大変手狭な状況が続いており、事業と受注規模の拡大と増加に伴いで、近隣で希望に合う土地を探していたところ、今回の申請地が見つかり今回の申請となりました。ほかにも幾つか検討中あったんですが、現作業との距離感だったりとか、前年道路の幅員が細かったりと、条件面でなかなか合致するものがなかったので、かつ、今回の申請地の面積も最適であると判断し、今回の申請に至りました。

次に、土地利用計画及び施設概要なんですかとも、今回の申請地は一部駐車場、そして、先ほど申し上げたその金型を製作するための原材料となるベースプレートというものがあるんですけども、そちらをメインに置く資材置場になります。あとはフォークリフト 1 台動く予定でそちらを置く予定です。

転用計画と周辺の防除対策ですかとも、今回の土地は全面碎石敷きを予定しております。必要か所に土留めを行い道路とか、土砂流出ですね、それを防がしていただきます。碎石も転圧をさせていただき、東側には東側と北側一部には L 型による擁壁を組ませていただ

いて、高低差 50 センチ未満のところに関しては北側に、土留めの鋼板を設置させていただきます。敷地の南側と西側に関しては、隣接地の土地所有者の既存の土留め、ブロックだったりとか、H 鋼のコンクリート版土留めだったり基本的にございますので、そちらは予定しておりません。

工程ですけれども、工期は実質一か月ですが、ちょっと天候だったりとか不安なので一か月半とさせていただいている。敷地と通路の境に、工事をやらない間はカラーコーンを設置させていただいている。申請地への新材が入ったり、そういうことは防がせていただき、工事施工中は車両搬入時、必ず誘導員を設置いたしますので、事故のないように十分気を付けさせていただきます。

次に、隣接耕作者と周辺地域への説明状況に関するんですけれども、まず隣接地の耕作者様にはきっちり御説明させていただいて同意という形で、御承諾させていただいている。

周辺の住民の方にも直接訪問させていただいている。御説明させていただき理解していただいている。

施設の管理計画ですけれども、敷地内の動線を十分に確保させていただいている。通行の邪魔にならないように、きっちり敷地内で全て、材料の荷おろし等させていただくようにいたします。そのほか十分注意させていただきますので、以上よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。お願いします。事務局

○事務局（青山次長）皆様に資料配布させていただいている資料 1、見ていただきますと、譲渡人と譲受人の名称ですが、譲渡人が本来であれば [REDACTED] さん、[REDACTED] さんになります。譲受人が [REDACTED] さんのところ、資料の方間違がありますので、訂正をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。申し訳ありませんでした。

○議長（古塩 貞夫君）訂正をお願いいたします。よろしいですか。

参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対する質問は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。

以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

(参考人退席)

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。 12番 加藤委員

○12番（加藤 栄三君）本件について、地元委員として発言いたします。私も11月18日、現地確認を行いました。許可申請地はしばらく耕作されていない不耕作地で、やや雑草が伸びております。許可申請地、譲渡人は、100メートル位そばに、■さんの宅があるんですが、その娘さんで相続の為に頂いたものだと思います。しかし、譲渡人は農業を行っておらず、管理出来ないため転用して、活用を図りたいとのことです。

地元委員としては第3種農地に該当し転用可能な農地であることから、転用はやむを得ないと思います。皆様の御審議、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号11番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。次に、議案第37号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号65番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。議案第37号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号65番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積は11,975.08平方メートル、申請地は■外1筆、地目・田、地積合計1,008平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和4年12月1日から令和7年11月30日までの3年間です。利用目的は稲作、設定初年は、令和4年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、7ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、管理が困難なため、貸し付けを行いたいとのことでございます。一方の使用借人

の状況でございますが、年齢は60歳、耕作面積の11,975.08平方メートルは自作の田1,803平方メートル、自作の畠9,686.08平方メートル、利用集積による畠486平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しております、農業従事者は、本人及び妻、子、母の計4名、従事日数は300日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第4班の代表の委員より報告を願います。13番 新倉委員

○13番（新倉 賢一君）議案第37号、整理番号65、申請地 [REDACTED] 外1筆、地積合計1,008平方メートルであります。現地はいずれも若干草が伸びておりますがトラクターで耕運すれば耕作可能な状態と思われます。以上のことを考えまして第4班といいたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認している農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第3地区 志澤推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）初めに11月18日午前9時、第4班の委員さんと、事務局3名と同行させていただきました。なお、本日の案件は、同日に全て確認しましたので以後は割愛させていただきます。整理番号65番現地を確認したところ、新倉委員からのお話があつたとおり、少し雑草がありますが、トラクターで何とか耕運すればすぐ使えるような状況です。推進といいたしましては、農用地利用集積計画の決定について、問題ないと判断しました。皆様の御審議よろしくお願いします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号65番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号66番に

についてを議題といたします。事務局より説明を願います

○事務局（田中総括副主幹） 総会議案書 8 ページ、9 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 66 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積 9,400 平方メートル、申請地は [REDACTED]

[REDACTED]、地目畠、地積 1,063 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 4 年 12 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 4 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、9 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、管理が困難なため、貸し付けを行いたいとのことでございます。年齢は [REDACTED] 歳、耕作面積の 9,400 平方メートルは自作の畠 3,214 平方メートル、利用集積による畠 6,186 平方メートルで管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機 2 台等を保有しております。農業従事者は、本人及び妻、子の計 3 名、従事日数は 360 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君） 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 4 班の代表の委員より報告を願います。13 番 新倉委員

○13 番（新倉 賢一君） 整理番号 66、吉岡字神崎 3420-1 地積 1,063 平方メートルにつきましては、良好な耕運状態にありまして、農地として適正に管理されておりました。以上のことを考えまして第 4 班といたしましては今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君） ありがとうございました。この件について事前に現地を確認している農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 3 地区 志澤推進委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君） 整理番号 66 番の申請書を確認したところ、現在、良好な耕運状態でありまして、農地として適正に管理されており、推進委員といたしましては、農用地利用集積計画について問題ないと判断します。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君） ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 66 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案を議題といたしますが、整理番号 67 番、68 番は申請人であります貸借人、使用借人が同一人でございますので、一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）それでは一括して審議をいたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書 10 ページ、11 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 67 番でございます。申請人である貸貸人及び貸借人は記載のとおりでございます。貸借人の耕作面積 15,075.27 平方メートル、申請地は [REDACTED]

[REDACTED] 地目畠、地積 991 平方メートルでございます。利用権の種類は、貸貸借権、利用権の設定期間は、令和 4 年 12 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 4 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、11 ページの案内図をご参照願います。申請地は令和 4 年 11 月 30 日まで他の農業者が利用集積にて借り受け耕作しておりますが、利用権の更新を行わない意向でございまして、その後を引き継いで利用権の設定を行うものでございます。続きまして、総会議案書 12 ページ、13 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 68 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。申請地は [REDACTED]

地目 畠、地積 495 平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては、67 番と同一でございます。申請地は令和 4 年 11 月 30 日まで他の農業者が利用集積にて借り受け耕作しておりますが、利用権の更新を行わない意向でございまして、その後を引き継いで利用権の設定を行うものでございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、13 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとの意向でございます。一方の貸借人及び使用借人の状況でございますが、年齢は [REDACTED] 歳、耕作面積の 15,075.27 平方メートルは、自作の畠 813 平方メートル、利用集積による畠 14,262.27 平方メートルで管理する農地に遊休農地

はございません。申請地周辺に農地を集約し一帯で耕作を行ってございます。農業従事状況につきましては、耕運機2台、トラクター、防除機等を保有しております。農業従事者は、本人1名、従事日数は300日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第4班の代表の委員より報告を願います。13番 新倉委員

○13番（新倉 賢一君）整理番号67番、68番の2件につきましては一括で報告をさせていただきます。整理番号67、[REDACTED] 地積991平方メートル及び整理番号68

[REDACTED] 地積495平方メートルにつきましては、現地はいずれも若干草が伸びておりますがトラクターで耕運すれば耕作可能な状態と思われます。以上のことを考えまして第4班といたしましては今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認している農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第3地区 志澤推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）整理番号67、68番の申請地を確認ところ、雑草が少し生えていますが、2、3回耕運すれば使える状態で、推進委員といたしましては、農用地利用集積計画決定については問題ないと判断しました。皆さんの御審議よろしくお願ひします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号67番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。続いて、整理番号68番について、賛成の委員の挙手を求めます。ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案を議題といたしますが、整理番号69番、70番は申請人であります使用借人が同一人でございますので、一括して審議をお願いしたい

と思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）それでは一括して審議をいたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書 14 ページ、15 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 69 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積 19,981 平方メートル、申請地は [REDACTED]

[REDACTED] 外 1 筆、地目畠、地積合計 990 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 4 年 12 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 4 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、15 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は 100 日農業従事をしてございますが、所有する農地の 2 割弱を貸し付けており、引き続き貸付を行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書 16 ページ、17 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 70 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。申請地は [REDACTED]、地目畠、地積 991 平方メートルでございます。

による許可申請事案貸借権、利用権の設定期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 29 年で、通算 3 回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、17 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとの意向でございます。一方の賃借人の状況でございますが、年齢は 40 歳、耕作面積の 19,981 平方メートルは自作の畠 1,288 平方メートル、利用集積による畠 18,693 平方メートルで管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機 3 台、トラクター、防除機 2 台等を保有しており、農業従事者は、本人 1 名、従事日数は 320 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 4 班の代表の委員より報告を願います。13 番 新倉委員

○13 番（新倉 賢一君）整理番号 69 番、70 番の 2 件につきましては一括で報告をさせていただきます。整理番号 69 番 [REDACTED] 外 1 筆 地積合計 990 平方メートルにつきましては耕運状態でありました。また、整理番号 70 番 [REDACTED] 地積 991 平方メ

につきましてはキャベツが作付けされておりまして、いずれも農地として適正に管理されておりました。以上のことを考えまして第4班といたしましては今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認している農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第3地区 志澤推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）整理番号69番の申請地は耕運状態で、整理番号70番の申請地はキャベツが作付されていました。いずれも農地として適正に管理されておりました。推進委員といたしましては農用地利用集積計画決定の決定について問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしくお願ひします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号69番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。続いて、整理番号70番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。次に、同じく農用地利用集積計画決定事案、整理番号71番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書18ページ、19ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号71番でございます。申請人である賃貸人及び賃借人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積571平方メートル、申請地は

外1筆、地目畠、地積合計571平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和5年3月1日から令和8年2月28日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成元年、通算12回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、19ページの案内図をご参照願います。賃貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行う

とのことでございます。一方の賃借人の状況でございますが、年齢は [] 歳、耕作面積の 571 平方メートルは利用集積による畑 571 平方メートルで管理する農地に遊休農地はございません。賃借人は、養豚業を中心でございますが、農地を借り受けの耕作も併行する形で農業経営を行っております。農業従事状況につきましてはトラクターを保有しており、農業従事者は、本人及び妻、子の計 3 名、従事日数は 350 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 4 班の代表の委員より報告を願います。13 番 新倉委員

○13 番（新倉 賢一君）整理番号 71 番 [] 外 1 筆 地積合計 571 平方メートルにつきましてはキャベツ、ブロッコリー、長ネギ等が作付けされておりまして、農地として適正に管理されておりました。以上のことを考えまして第 4 班といたしましては、利用集積の継続に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認している農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 3 地区 志澤推進委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）整理番号 71 番の申請地を確認したところ、キャベツ、ブロッコリー、白菜、長ネギ等が作付されており、農地として適正に管理されておりました。推進委員といたしましては、農用地利用集積について問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 71 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。次に、同じく農用地利用集積計画決定事案、整理番号 72 番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹） 総会議案書 20 ページ、21 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 72 番でございます。申請人である賃貸人及び賃借人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積 14,776.55 平方メートル、申請地は [REDACTED]

[REDACTED] ほか 1 筆、地目畑、地積合計 1,982 平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 5 年 3 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成 11 年、通算 9 回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、21 ページの案内図をご参照願います。賃貸人は 70 日農業従事をしてございますが、所有する農地の 8 割強を貸し付けており、引き続き貸付を行いたいとのことでございます。一方の賃借人の状況でございますが、年齢は [REDACTED] 歳、耕作面積の 14,776.55 平方メートルは自作の田 2,297 平方メートル、自作の畑 10,497.55 平方メートル、利用集積による畑 1,982 平方メートルで管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター 3 台、防除機 2 台を保有しております。農業従事者は、本人及び妻の計 2 名で、従事日数は 300 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君） 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 4 班の代表の委員より報告を願います。13 番 新倉委員

○13 番（新倉 賢一君） 整理番号 72 番 [REDACTED] 外 1 筆 地積合計 1,982 平方メートルにつきましては全てナスが作付けされておりまして、農地として適正に管理されておりました。以上のことを考えまして第 4 班といたしましては、利用集積の継続に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君） ありがとうございました。この件について事前に現地を確認している農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 3 地区 志澤推進委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君） 整理番号 72 の申請地を確認したところ、ナス畑になってまして、農地として適正に管理されていました。推進委員といたしましては、農用地利用集積計画の決定について問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君） ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 72 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。次に、同じく農用地利用集積計画決定事案、整理番号 73 番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書 22 ページから 23 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 73 番でございます。申請人である貸貸人及び賃借人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積 12,477 平方メートル、申請地は [REDACTED]

[REDACTED] 地目畠、地積 991 平方メートルでございます。利用権の種類は 貸貸借権、利用権の設定期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 28 年で、通算 3 回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、23 ページの案内図をご参照願います。貸貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行うとのことでございます。一方の賃借人の状況でございますが、法人代表者の年齢は [REDACTED] 歳、耕作面積の 12,477 平方メートルは自作の畠 2,375 平方メートル、利用集積による畠 10,102 平方メートルで管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター 2 台、防除機等を保有しております。農業従事者は、法人代表者及び従業員 2 名の計 3 名で、従事日数は 300 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 4 班の代表の委員より報告を願います。13 番 新倉委員

○13 番（新倉 賢一君）整理番号 73 番 [REDACTED] 地積 991 平方メートルにつきましては全て耕運状態となっておりまして、農地として適正に管理されておりました。以上のことを考えまして第 4 班といつしましては、利用集積の継続に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認している農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 3 地区 志澤推進委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）整理番号 73 番の申請地を確認したところ、草が少し生えてい

る耕運状態で、農地として適正に管理されていました。推進委員といたしましては、農用地利用集積計画の決定について問題ないと判断しました。皆さんの御審議よろしくお願ひします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 73 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。次に、同じく農用地利用集積計画決定事案、整理番号 74 番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書 24 ページ、25 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 74 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積 6,444 平方メートル、申請地は [REDACTED] [REDACTED] 、地目畠、地積 76 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は令和 5 年 3 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成 23 年、通算 5 回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、25 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行うとのことでございます。一方の使用借人の状況でございますが、年齢は [REDACTED] 歳、耕作面積の 6,444 平方メートルは、自作の畠 6,368 平方メートル、利用集積による畠 76 平方メートルで管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機 2 台、トラクター等を保有しております。農業従事者は、本人及び妻、子 2 名の計 4 名で、従事日数は 150 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 4 班の代表の委員より報告を願います。13 番 新倉委員

○13 番（新倉 賢一君）整理番号 74 [REDACTED] 地積 76 平方メートルにつきましてはイチジクが 2 本植えられておりまして、枝打ちもされておりました。多少下草は

ありますが隣地の所有する農地とともに一体的に使用し農地として管理されておりました。以上のことを考えまして第4班といたしましては、利用集積の継続に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認している農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第3地区 志澤推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）整理番号74番の申請地を確認したところ、新倉委員から話があったとおり、イチジクが植えられており、農地として適正に管理されていました。推進委員として農用地利用集積計画の決定については問題ないと判断しました。皆さんのお審議よろしくお願ひします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号74番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。次に、同じく農用地利用集積計画決定事案、整理番号75番についてを議題といたしますが、本件につきましては、████████委員が、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限にあたるため、本件審議の間、しばらく御退席を願います。

（████████委員退席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、████████委員が退席されました。現在の委員数は11名、推進委員2名です。事務局より説明を願います。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書26ページ、27ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号75番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積73,412.50平方メートル、申請地は████████、地目畠、地積518平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和5年3月1日から令和8年2月28日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、令和2年、通算2回目でございます。都市計画区域等に

つきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、27ページの案内図をご参照願います。使用貸人は100日農業従事をしてございますが、所有する農地の7割強を貸し付けており、引き続き貸付を行いたいとのことでございます。一方の使用借人の状況でございますが、法人代表者の年齢は■歳、耕作面積の73,412.50平方メートルは、当市におきまして自作の畑3,864平方メートル、利用集積による畑16,844平方メートル、海老名市におきまして自作の田1,777平方メートル、自作の畑767平方メートル、利用集積による田13,220平方メートル、利用集積による畠17,983.50平方メートル、厚木市におきまして利用集積による田11,857平方メートル、愛川町におきまして自作の田7,100平方メートルで管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、トラクター5台等を保有しております、農業従事者は、法人代表者及び従業員の計3名で、従事日数は360日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第4班の代表の委員より報告を願います。13番 新倉委員

○13番（新倉 賢一君）整理番号75 ■■■■■ 地積518平方メートルにつきましては耕運状態、一部ネギが作付けされておりまして、農地として適正に管理されておりました。以上のことを考えまして第4班といたしましては、利用集積の継続に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認している農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第3地区 志澤推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）整理番号75の申請地を確認したところ、ネギが植えられており、他は耕運状態でした。農地として適正に管理されておりました。推進委員といたしましては、農用地利用集積計画について問題ないと判断しました。皆さんの御審議よろしくお願いします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号75番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

(■■■委員 入室、着席)

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、退席されていました、■■■委員が着席されました。

現在の委員数は、委員 12 名、推進委員 2 名です次に、同じく農用地利用集積計画決定事案、整理番号 76 番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書 28 ページ、29 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 76 番でございます。申請人である賃貸人及び賃借人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積 14,115.75 平方メートル、申請地は ■■■

■■■、地目畑、地積 991 平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 5 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成 17 年、通算 7 回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、29 ページの案内図をご参照願います。賃貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行うとのことでございます。一方の賃借人の状況でございますが、年齢は ■歳、耕作面積の 14,115.75 平方メートルは、自作の畑 7,284.75 平方メートル、利用集積による畑 6,831 平方メートルで管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクタ一 2 台、防除機 2 台等を保有しております。農業従事者は、本人及び妻、子の計 3 名で、従事日数は 310 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 4 班の代表の委員より報告を願います。13 番 新倉委員

○13 番（新倉 賢一君）整理番号 76 ■■■ 地積 991 平方メートルにつきましては小松菜、ホウレンソウ、カブ等が作付けされておりまして、農地として適正に管理されておりました。以上のことを考えまして第 4 班といたしましては、利用集積の継続に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認している農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 3 地区 志澤推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）整理番号76の申請地を確認したところ、小松菜がホウレンソウ、カブ等が作付されており、農地として適正に管理されていました。推進委員といたしましては農用地利用集積計画の決定について問題ないと判断しました。皆さんの御審議よろしくお願ひします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号76番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。次に、同じく農用地利用集積計画決定事案、整理番号77番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書30ページ、31ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号77番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積17,679平方メートル、申請地は

■■■■■、地目畠、地積495平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は令和5年5月1日から令和8年4月30日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成23年、通算5回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、31ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行うとのことでございます。一方の使用借人の状況でございますが、年齢は■歳、耕作面積の17,679平方メートルは、自作の畠11,737平方メートル、利用集積による畠5,942平方メートルで管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機2台、トラクター2台、防除機等を保有しております。農業従事者は、本人及び母の計2名で、従事日数は350日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第4班の代表の委員より報告を願います。13番：新倉委員

○13番（新倉 賢一君）整理番号77 ■■■■■ 地積495平方メートルにつき

ましてはブロッコリー、キャベツ、ハクサイが作付けされておりまして、農地として適正に管理されておりました。以上のことを考えまして第4班といたしましては、利用集積の継続に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認している農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第3地区 志澤推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）整理番号77の申請地を確認したところ、ブロッコリー、キャベツ、ハクサイが作付されており、農地として適正に管理されておりました。推進委員といたしましては、農用地利用集積計画の決定について問題ないと判断し、皆さんのご審議をよろしくお願ひします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号77番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。議題の件数が多く時間がかかりましたので、ここで暫時休憩をしたいと思います。

10時38分から

10時47分まで

○議長（古塩 貞夫君）それでは再開いたします。議案第38号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号15番を議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書32ページ、33ページをご覧ください。議案第38号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号15番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は [REDACTED] ほか14筆、登記地目田、畠及び山林、現況地目田及び畠、地積合計8,957.50平方メートルでございます。内容といたしましては、租税特別措置法第70条の6、第1項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、

令和元年11月26日から令和4年11月29日までございます。相続開始年月日は、平成25年3月4日で、今回が3回目の証明願でございます。場所につきましては、33ページ、34ページの案内図をご参照願います。申請人は、年齢■歳、農機具は、耕運機3台、トラクター2台、防除機3台等を保有しております。農業従事者は本人及び妻、母の計3名、従事日数は300日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第4班の代表の委員より報告を願います。 13番 新倉委員

○13番（新倉 賢一君）議案第38号、整理番号15番、申請地は■外14筆、地積合計8,957.50平方メートルでございます。■及び■はしょうが、ネギ等、■及び■はごぼう、ニラ、ハクサイ等、■、■、■はシソ、ナス、■及び■は稻刈り跡、が見られます。■及び■はネギが作付けされておりました。■から■までは耕運状態となっており、農地として適正に管理されていると認められましたので第4班といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。 12番 加藤委員

○12番（加藤 栄三君）本件について、地元委員として発言いたします。11月18日現地確認を行い、当日本人に面会いたしました。現地の土地計15筆は、第4班の新倉委員の、説明のとおり、各種露地野菜が作付けされ、一部が耕運状態でした。申請人は農業に意欲的に取り組んでおり、年間を通しての露地野菜。また、春にはタケノコ、夏にはトウモロコシ、秋には稻作とした多種多様な作物を作っております。また、収穫した作物は、自宅前の無人売店で15回販売して、また日曜朝市にも参加しております。地元委員としては、申請者の農業への継続の意見も確認しましたので、引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行に問題ないと判断します。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号15番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決定されました。次に、同じく引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案 整理番号 16 番を議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹） 総会議案書 36 ページ、37 ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 16 番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は [REDACTED] ほか 21 筆、登記地目田及び畠、現況地目畠、地積合計 12,418 平方メートルでございます。内容といたしましては、租税特別措置法第 70 条の 6、第 1 項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和元年 11 月 26 日から令和 4 年 11 月 29 日まででございます。相続開始年月日は、平成 28 年 3 月 9 日で、今回が 2 回目の証明願でございます。場所につきましては、38 ページから 40 ページまでの案内図をご参照願います。申請人は年齢は [REDACTED] 歳、農機具はトラクター 2 台、防除機等を保有しております。農業従事者は本人及び母の計 2 名、従事日数は 300 日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 4 班の代表の委員より報告を願います。13 番 新倉委員

○13 番（新倉 賢一君） 整理番号 16 番、申請地は [REDACTED] 外 21 筆、地積合計 12,418 平方メートルでございます。[REDACTED] から [REDACTED] までの 4 筆は耕運状態、[REDACTED] から [REDACTED] まではニンジン、ネギ、一部耕運状態、[REDACTED] 及び [REDACTED] はハウス内で育苗、[REDACTED] から [REDACTED] まではハウス内でトマトの育成、[REDACTED] から [REDACTED] までの 8 筆はキウイ、栗、柿、ブルーベリーを作付けしており、農地として適正に管理されていると認められましたので第 4 班といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題はないとの判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。1 番 森山委員

○1 番（森山 謙治君） 本件につきまして、地元委員として発言いたします。11 月 17 日、私も現地確認を行うとともに、申請人に面会してまいりました。現地は、ただいま第 4 番の新倉委員から報告がありました通り、農地としてしっかりと管理されております。申請者は、私も加盟しております園芸協会に加盟しており、施設野菜や露地野菜の栽培を積極的

に行っております。先日の面会では、相続した農地で、これからも農業経営を続けていきたいと意欲的に話されておりました。地元委員といたしましては、申請者の農業の継続意思も確認出来ましたので、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題はないとの判断いたしました。皆様の御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 16 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決定されました。

次に、同じく引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案 整理番号 17 番を議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書 42 ページ、43 ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 17 番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は [REDACTED] ほか 7 筆、地目畠、地積合計 5,751 平方メートルでございます。内容といたしましては、租税特別措置法第 70 条の 6、第 1 項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和元年 11 月 26 日から令和 4 年 11 月 29 日まででございます。相続開始年月日は、平成 4 年 4 月 2 日で、今回が 10 回目の証明願でございます。また、申請地は市街化区域でございまして、平成 4 年 11 月 13 日に生産緑地の指定を受けてございます。場所につきましては、43 ページの案内図をご参照願います。申請人は、年齢は [REDACTED] 歳、農機具は、耕運機、トラクター、防除機等を保有しております。農業従事者は本人及び妻、子の計 3 名、従事日数は 250 日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 4 班の代表の委員より報告を願います。13 番 新倉委員

○13 番（新倉 賢一君）整理番号 17 番、申請地は [REDACTED] 外 7 筆、地積合計 5,751 平方メートルでございます。[REDACTED] の二筆は耕運状態、[REDACTED] [REDACTED] の 3 筆は長ネギ、ハクサイ、大根等の作付されており、[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

の3筆はさつまいも、サトイモの作付けの跡が見られます。また、長ネギの作付け等を行っており、農地として適正に管理されていると認められましたので、第4班といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。 5番 見上委員

○5番（見上 智君）本件につきまして地域の担当委員として発言をさせていただきます。現地の状況につきまして私も確認しましたが、ただいま第4班の新倉委員のご説明のとおりでございます。また、申請人とお話をさせていただきまして、申請人は大変耕作意欲が高く、申請地の管理の適正に行われており、今回10回目であることなどを踏まえ、地域の担当委員としましては、証明書の発行に問題ないと判断いたしました。委員の皆様方のご審議をお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号17番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決定されました。次に、同じく引き続き農業経営を行っている旨の証明願い事案を議題といたしますが、整理番号18番は、整理番号19番及び20番と申請人が同一人及び同一経営世帯でありますので、一括審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）それでは一括して審議をいたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書44ページ、45ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号18番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は [REDACTED] 外1筆、地目畠及び山林、現況畠、地積合計874平方メートルでございます。内容といたしまして、租税特別措置法第70条の6、第

1 項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和元年 11 月 26 日から令和 4 年 11 月 29 日まででございます。相続開始年月日は、平成 25 年 3 月 15 日で、今回が 3 回目の証明願いでございます。申請地は市街化区域でございまして、平成 4 年 11 月 13 日に生産緑地の指定を受けてございます。場所につきましては、45 ページの案内図をご参照願います。次に、総会議案書 46 ページ、47 ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 19 番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は [REDACTED] 、地目番、地積 2,751 平方メートルのうち、持分 1/2 でございます。内容といたしまして、租税特別措置法第 70 条の 6、第 1 項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和元年 11 月 26 日から令和 4 年 11 月 29 日まででございます。相続開始年月日は、平成 28 年 3 月 25 日で、今回が 2 回目の証明願いでございます。申請地は市街化区域でございまして、平成 4 年 11 月 13 日に生産緑地の指定を受けてございます。場所につきましては、47 ページの案内図をご参照願います。

次に、総会議案書 48 ページ、49 ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 20 番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は [REDACTED] 、地目番、地積 2,751 平方メートルのうち、持分 1/2 でございます。内容といたしまして、租税特別措置法第 70 条の 6、第 1 項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間、相続開始年月日、都市計画区域等につきましては、整理番号 19 番と同様でございます。場所につきましては、49 ページの案内図をご参照願います。申請人は、整理番号 18 番 19 番は 72 歳 20 番が 68 歳です。農機具は耕運機、トラクター 2 台、防除機等の農機具を保有しており、農業従事者は、整理番号 18 番並びに 19 番と、20 番の申請人の 2 名、従事日数は 330 日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認しているだいたい第 4 班の代表の委員より報告を願います。13 番 新倉 委員

○13 番（新倉 賢一君）整理番号 18 番、19 番、20 番の 3 件につきましては一括で報告をさせていただきます。整理番号 18 [REDACTED] 外 1 筆 地積合計 874 平方メートルにつきましては人参、ネギ、ナス、ピーマン等の作付け、また、整理番号 19 番 20 番、[REDACTED] 地積 2751 平方メートルにつきましてはキャベツ、じゃがいも、ブロッ

コリーの作付け等を行っており、農地として適正に管理されていると認められましたので第4班といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として、補足する事項等がありましたら、ご発言願います。10番 栗原委員

○10番（栗原 良晴君）地元委員として申し上げます。現地の確認、並びに、申請人との面会を行いました。現地の状況は、4班の代表者が報告されたとおりであります。申請者は、この部分が多いかと思いますが、申請されたその土地並びに利用集積の農地を利用して、意欲的な農業経営を行っておられますし、これからもなお、という方向であります。地元委員としましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に、問題ないと判断します。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願い事案、整理番号18番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決定されました。続いて、整理番号19番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決定されました。続いて、整理番号20番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決定されました。

次に、報告第11号、専決処分等についてを議題といたします。事務局長より報告を願います。

○事務局長（浦山事務局長）日程第4号 報告第11号 専決処分等についてでございます。

それでは議案書の 50 ページをご覧ください。1 の「転用届出に係る事務処理」でございます。本件につきましては、綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第 8 条第 1 項第 1 号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりご報告いたします。はじめに、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出、整理番号 12 番の 1 件でございます。転用の内容は、共同住宅への転用で、地積 252 平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。

続きまして、51 ページの農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出でございます。整理番号 24 番から 26 番の 3 件でございます。転用の内容は、整理番号 24 番につきましては、工場敷地への転用で、地積 971 m²でございます。25 番につきましては、介護施設敷地への転用で、地積 863.97 m²でございます。26 番につきましては、住宅敷地への転用で、地積 236 m²でございます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。

次に、議案書の 52 ページをご覧ください。2 の「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」でございます。整理番号 6 番の 1 件でございます。この届出は、相続により農地の権利を取得した場合、「その農地のある農業委員会にその旨を届け出なければならない。」と農地法に規定されており、届出があったものでございます。届出人・届出地等は、それぞれ記載のとおりでございます。

次に議案書の 53 ページをご覧ください。3 の「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知」、整理番号 3 番でございます。利用権の設定を受けた賃借人の申し出により令和 4 年 11 月 9 日付けで賃貸人と合意解約がなされたため、届出人から農業委員会に対し通知があつたものでございます。なお、都市計画区域等は、市街化調整区域、農用地でございます。

次に議案書の 54 ページをご覧ください。整理番号 4 番でございます。利用権の設定を受けた使用借人の申し出により令和 4 年 11 月 30 日付けで使用貸人と合意解約がなされたため、届出人から農業委員会に対し通知があつたものでございます。なお、都市計画区域等は、市街化調整区域、農用地でございます。

次に 55 ページをご覧ください。4 の「農地法適用除外処分」でございます。本件につきましては、神奈川県厚木土木事務所東部センター所長から協議がありましたのでご報告いたします。本件につきましては、農地を農地以外に使用する際は、農地法の規定により、農地転用の許可が不要となるもので、その協議があつたものございます。これは神奈川県が行います一級河川目久尻川河川改修工事に伴い、施行ヤード、資材置場及び仮設事務所として、所有者の同意を得て令和 5 年 3 月 25 日までの間、一時的に転用するものでございま

す。使用貸人及び届出地等は、それぞれ記載のとおりでございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありまし
たらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第11号、専決処分
等についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。これをもちまして、第29
回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労様でした。

11時16分 閉会

行います。一級河川目久尻川河川改修工事に伴い、施行ヤード、資材置場及び仮設事務所として、所有者の同意を得て令和5年3月25日までの間、一時的に転用するものでございます。使用貸人及び届出地等は、それぞれ記載のとおりでございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありまし

たらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第11号、専決処分等についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。これをもちまして、第29回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労様でした。

11時16分 閉会

綾瀬市農業委員会會議規則第19条第1項の規定によりここに署名する

綾瀬市農業委員会議長

古塩 貞夫 

綾瀬市農業委員会委員

森山 謙治 

綾瀬市農業委員会委員

新風賀 一 